
今月のテーマ 住民税の特別徴収税額の納期の特例

本年1月号(No.061)において、主に住民税の普通徴収と特別徴収についてお伝えしました。No.061では末尾に納付時期の特例というタイトルで、預かった住民税の納付手続について触れていますが、今回はその住民税の特別徴収税額の納期の特例を中心にをご紹介します。

1. 原則的な納付時期

No.061でもお伝えしていますが、特別徴収による住民税の納付時期は、給与支給月の翌月10日となります。納税額は従業員が住んでいる各市区町村から特別徴収義務者(=会社、個人事業主)宛に送られてくる特別徴収税額の決定通知書に記載されています。そして、決定通知書に同封された納付書を使って毎月10日に納税します。

2. 納付時期の特例

(1) 特例の内容

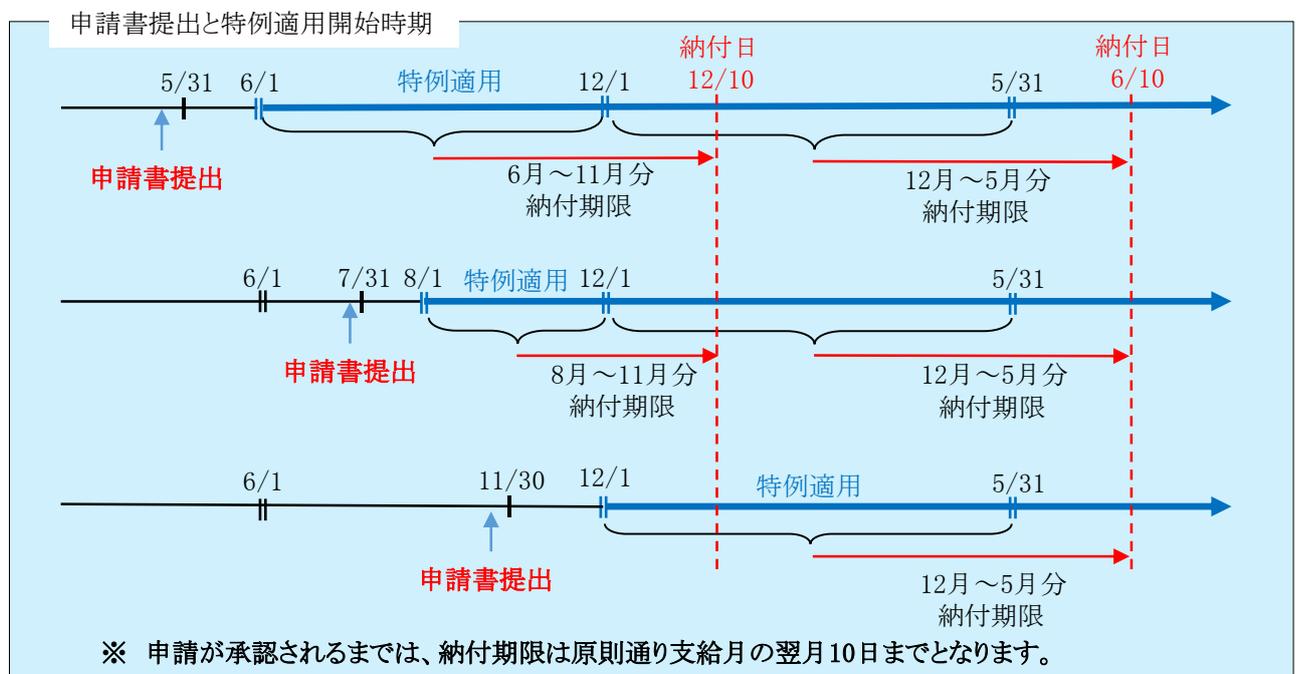
6月から11月までに支給する給与から特別徴収する住民税を12月10日に、12月から翌年5月までの特別徴収税額を翌年6月10日にまとめて納付することができます。

(2) 適用対象者

常勤する従業員が10人未満である特別徴収義務者が特例の適用を受けることができます。

(3) 手続き

住民税を納付する市区町村ごとに、特別徴収税額の納期の特例申請書を提出して承認を受ける必要があります。この承認申請書はいつでも提出できます。ただし、承認されるかどうかは翌月末日までに判断することから、提出した月に特別徴収した住民税は特例の対象外となる点に注意が必要です。



3. 所得税との関係

給与から源泉徴収される所得税について納期の特例の制度があるのはご存知と思います。ただし、所得税の納期の特例は毎年1月から6月末までに徴収した所得税を7月10日に、7月から12月分を翌年1月20日に納めますので、住民税の特例と1ヶ月ズレが生じますので資金繰り等に注意が必要です。